

質問回答書

令和 4年 9月 9日

件 名 4波崎東部市営住宅建替工事 監理業務委託

番号	図面番号等	質問	回答
1		本案件の履行実績として、延床面積1,500㎡の新築工事(改築工事含む)とありますが、改修工事の監理業務は実績に該当しますでしょうか？	改築とは、建築物の全部もしくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることを指します。よって、改修工事の監理業務は実績に該当しません。